



ムムちゃん フクくん

めむろ社協だよりは「赤い羽根共同募金」の助成を受け、発行しています。

芽室町社会福祉協議会は、総務係、地域福祉係(ボランティアセンター、ふれあいサロン「なごみ」、芽室町共同募金委員会、芽室町老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会芽室町分会、あおぞら芽室会)、生活支援係、介護相談係(ケアマネジャー)、訪問介護係(ホームヘルパー)、通所介護係(「あいあい21」デイサービスセンター)、小規模多機能型居宅介護係(ふたば)の7係で構成されています。

めむろ社協だより

No.397

令和2年5月号

〒082-0012 北海道河西郡芽室町東2条2丁目15番地1
ふれあい交流館内 ☎62-1616 ☎62-1657
芽室町社会福祉協議会公式HP <http://www.memuro-syakyou.jp/>



「社協」とは、社会福祉協議会の略称です。

地域福祉活動助成金・地域福祉基金助成金のご案内

今年度より、地域福祉活動(団体活動等)助成事業・地域福祉活動(たすけあい活動)助成事業の要綱の一部見直しを行い、多くの団体・行政区等にご活用いただけるようにいたしました。これを機会にご活用をご検討ください。

地域福祉活動(団体活動等)助成金	<p>(1)対象となる団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ①活動が広く地域福祉の向上を目的としているもの ②ボランティア団体及び個人については、ボランティアセンターに登録していること ③団体の場合は、自主的な活動としての財源を確保していること ④他の団体・個人(会員個人も含む)に対して、助成金等を支出していないこと ⑤事業予算の4分の1は他の財源(助成金・自主財源等)を活用していること ⑥特定の政治団体、宗教団体などに所属していないこと <p>(2)対象となる事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①障がい者や高齢者あるいは保健医療、更生保護の当事者やその家族により構成される組織が、社会復帰や社会参加のために取り組む事業やこれらの支援事業 ②芽室町全域あるいは小地域において住民参加による福祉活動や地域福祉向上のための事業 ③文化活動や環境美化活動、教育・子育てなどの幼児及び青少年の健全育成事業や健全な地域社会を構築するため住民参加により実施される事業 ④災害等の支援活動 ⑤地域との連携を含んだ国際的交流・支援事業 ⑥その他、地域福祉の向上に効果があると認められる先駆的・開拓的事业
地域福祉活動(たすけあい活動)助成金	<p>(1)対象となる団体 行政区等(町内会・農事組合・社会教育協会等)</p> <p>(2)対象となる活動 次に示す活動に取り組む行政区等(町内会・農事組合・社会教育協会等)で活動登録していただいたところには、前年度の実績に基づき一律の助成金に加え、取り組む活動や回数に応じて30,000円を上限に助成いたします。</p> <p>活動内容例</p> <ul style="list-style-type: none"> ①交流活動…食事会、世代間交流、高齢者サロンの実施など ②研修活動…福祉(生活)に関する勉強会、講習会の開催など ③在宅福祉活動…軽易な家事援助などの生活支援、声かけや安否確認等の見守りなど <p>(3)その他 *各行政区には区長宛に案内文書を発送いたします。また、例年、助成金活用説明会を実施していましたが、新型コロナウイルス感染拡大予防のために説明会を中止いたしますことをご了承ください。ご不明な点がございましたら、個別に対応いたします。</p>
地域福祉基金助成金	<p>(1)対象となる団体…以下の条件を満たす必要があります</p> <ul style="list-style-type: none"> ①団体の活動が広く地域福祉の向上を目的としているもの ②特定の政治団体、宗教団体などに所属していないこと <p>(2)対象となる事業…短期(単年度)の事業が対象とします</p> <ul style="list-style-type: none"> ①在宅福祉の普及及び向上に関する事業 ②健康及び生きがいづくりの推進を図る事業 ③地域福祉の推進を図る事業 ④その他、地域福祉の向上に効果があると認められる事業



「私たちの活動が当てはまる！」という方は、ぜひご活用を！

手続1 6月1日(月)～6月30日(火)に以下の書類を社協事務局へ提出してください。

地域福祉活動助成金 地域福祉基金	行政区等対象(たすけあい活動) 助成金
①助成金交付申請書 ②該当年度の事業計画書 ③該当年度の予算書 ④総会資料	①助成金交付申請書 ②令和2年度の総会資料 前年の活動がわかるもの ③たすけあい活動届 ※③は初回申請時のみの提出となります。

※①、②、③はいずれも社協で定めた様式となります。
～7月に社協の三役会議を開催し、助成金の審査及び選考を行います～

手続2 決定、不決定いずれの場合も文書でご連絡をします。

※1件(1団体・個人)の助成申請額は、助成対象経費の予算総額から当該事業に係る収入を差し引いた額の2分の1(1千円未満は切り捨て)と助成限度額15万円を比較して少ない方の額とします。

※助成金の総額は、社協の予算の範囲内とし、財源は、赤い羽根共同募金配分金と社協独自財源(会費・寄付金)とします。

【お問い合わせ先】 地域福祉係 ☎62-1616(担当:花岡・工藤)

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等で生活資金にお困りの皆様へ

生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付のご案内

◆本資金は貸付金であり、償還(返済)していただく必要があります◆

緊急小口資金【特例貸付】の貸付内容

- 貸付対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
- 貸付限度額 以下の①～⑤に該当する場合、一世帯につき1回限り20万円以内
 - ①世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいる場合
 - ②世帯員に要介護者がいる場合
 - ③4人以上の世帯である場合
 - ④世帯員に子の世話をを行うことが必要となった労働者がいる場合
 - ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として臨時休業した小学校等に通う子
 - ・風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子
 - ⑤世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足する場合
その他の場合、一世帯につき1回限り10万円以内
- 据置期間 貸付の日から1年以内
- 償還期間 据置期間終了後2年以内
- 貸付利子 無利子

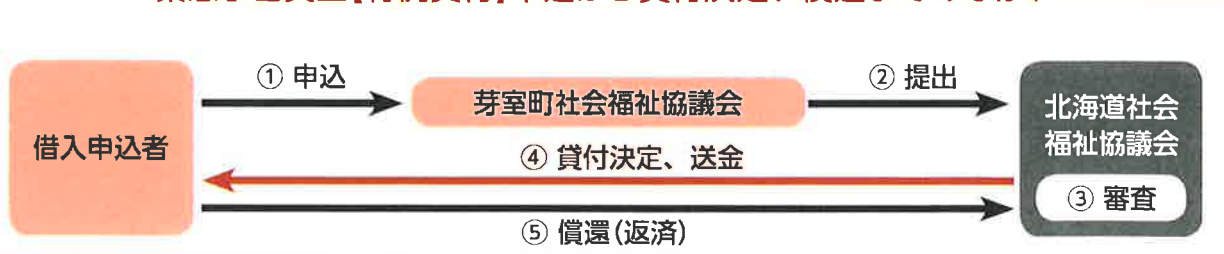
緊急小口資金【特例貸付】の申込に必要なもの

- 借入申込者の身分を証明できるもの(健康保険証、運転免許証 等)
- 世帯全員の住民票
- 印鑑
- 借入申込者の預金通帳またはキャッシュカード
- 新型コロナウイルス感染症の影響により減収したことの確認書類(給与明細、通帳 等)

緊急小口資金【特例貸付】の貸付金の交付方法

- 借入申込者が指定する金融機関に送金します。

緊急小口資金【特例貸付】申込から貸付決定、償還までのながれ



*生活福祉資金には、緊急小口資金の特例貸付のほか、総合支援資金(生活支援費)の特例貸付があります。

【お問い合わせ先】生活支援係 ☎62-1616(担当:勝山)

住 所：西4条4丁目1番地 「西子どもセンター」となり
 ☎61-3631 FAX66-9169
 開館時間：火～土曜日9時～17時 ※ 日・月・祝日はお休みします。
 ただし、土曜日は祝日でも開館します。
 ブログ(「ふたば」と「なごみ」のぼかぼか日記)も見てね～
<http://nagomi.kakuren-bo.com/>
 <このページの問い合わせ・申込先> 芽室町ボランティアセンター
 ☎61-3631【担当：柏葉】



ふれあいサロン「なごみ」のご利用について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、6月1日(月)まで閉館期間を延長いたします。
 なお、6月2日(火)より開館予定です。ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

芽室町ボランティアセンター運営委員のご紹介

運営委員会は、ボランティアセンターの運営の円滑・適正に行うために組織されています。ボランティア活動や福祉活動を実践している方、活動を推進している方に就任していただきました。ご意見・アドバイスをいただきながら事業を進めていきます。

任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日 *50音順、敬称略

- | | | | | |
|-------|--------|-------|-------|-------|
| ★阿部 浩 | ★金井裕次 | ★栗栖尚子 | ★桑田朝代 | ★鈴木健充 |
| ★小森理恵 | ★坂田恵子 | ★佐藤光弘 | ★須貝晶子 | |
| ★高橋仁美 | ★高橋美由紀 | ★竹内 司 | ★我妻節子 | |

できるときに できることを 手作りマスクを募集します



マスク不足が続いている状況の中、ひとり暮らし高齢者等の方々にお渡しする手作りマスクを募集します。

子ども用・大人用、立体型・プリーツ型・平面型など問いません。

材料の寄附のみ、作成のみのご協力も大歓迎です！

- ★お願い
 - ・作成時は衛生面にご配慮をお願いします。
 - ・未使用の布で作成をお願いします。
 - ★受付
 - ・上記、ふれあいサロン「なごみ」
 - ・芽室町社会福祉協議会
- *届けることが難しい方は、お知らせください。

善意に
厚く感謝
いたします

令和2年4月1日～令和2年4月27日

常山 勝美 様
飛田 秀樹 様

100,000円 母の死去に際して
父の死去に際して

個人情報保護の観点から同意された方のみ掲載しています。
この他にも多くの方々にご寄附いただいていますことに厚くお礼を申し上げます。

心配ごと相談日程

5月27日(水)

心配ごと相談は、新型コロナウイルスの感染拡大を予防するため中止いたします。

6月10日(水)

時間：13時15分～15時30分
場所：保健福祉センター2階「静養室」
専門相談員：和田真由美さん(行政相談委員)
中川ゆかりさん(人権擁護委員)

★問題解決に向けたアドバイスや関係機関などへの橋渡しを行います。
★おおむね月2回、第2・第4水曜日に開設しています。
【お問い合わせ先】生活支援係 ☎62-1616(担当：中川)

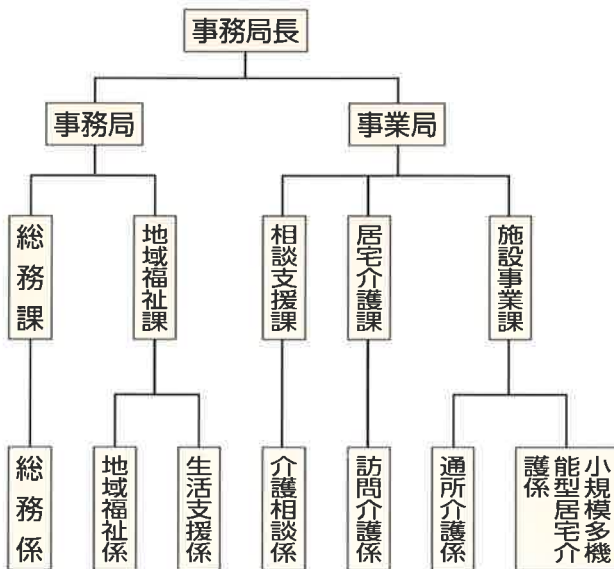
ふれあい交流会日程 (ひとり暮らし高齢者の食事会)

5月14日(木)、5月22日(金)に予定しておりましたふれあい交流会は、今後も新型コロナウイルスの感染拡大が予測されており、皆様の安全を考慮しました結果、中止させていただきますこととなりました。

楽しみにされていた皆様には心苦しい限りではございますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

★ふれあい交流会は、ひとり暮らし高齢者の食事会です。
★参加には、事前の会員登録が必要です。
★体験参加大歓迎です！お問い合わせください。
【お問い合わせ先】地域福祉係 ☎62-1616(担当：工藤・茅野)

令和2年度4月より、地域福祉推進体制の強化を図るために、社会福祉協議会組織体制が変わりました。



成年後見制度とは

～芽室町成年後見支援センターより～



「認知症の進んだ親の生活が心配」「一緒に住んでいた家族が亡くなり知的障がいがある親族が一人になってしまった」「長年心の病を患っており、日常生活に不安がある」など、認知症や知的障がい、精神障がいなどのために判断能力が十分ではない方の権利や財産を守るための制度です。

判断能力に不安のある方の生活や財産管理に関する困りごとについてご相談ください。親族の後見人を受任している方の相談も受け付けます。

【お問い合わせ先】生活支援係☎62-1616(担当：勝山)

※今後、社会福祉協議会主催の行事等は、社会状況に応じて変更になる場合がございますので、あらかじめご了承ください。